

自家用自動車共同使用約款

自家用自動車(以下車両という)の共同使用について車両の所有者である一般社団法人日本カーシェアリング協会(以下協会)は共同使用方法を以下の通り定める。

第1条(共同使用の目的)

共同使用の実施により、共同使用者(本約款に申込み、協会に承認を受けた者)全員の生活の質の向上を目的とする。

第2条(共同使用車両)

登録番号 (小型、定員 人)
車台番号

第3条(使用目的)

車両の使用は共同使用者による私的使用に限り、営業目的に使用しない。

第4条(使用方法)

- ① 利用を希望する共同使用者は、予め予約を行う。
- ② 車両の鍵は、利用する時のみ代表者(社員)から預かり、利用後速やかに返却する。
- ③ 共同使用者は、乗車時に運転日誌を記録する。
- ④ 共同使用者は、連絡網を作成し、緊急時等速やかに連絡できるようにする。
- ⑤ 共同使用者は、基本的な始動点検を乗車前に各自行う事とする。

第5条(使用責任)

事故等責任が生じる場面が起こった場合は、その時実際に使用していた各利用者が責任を持ち、適切な処置を行う。その場合、協会が損害を被った場合は、共同使用者全員に連帯して求償することが出来る。また、保険使用の場合は、免責相当として事故を起こした利用者が3万円を負担する。

第6条(管理責任)

車両の管理責任は協会が持つ。協会は、車両毎に代表者(社員)を決め、管理を行う。ただし、全ての共同使用者は、車両の管理に対し、それぞれが共同使用者としての自覚を持ち、自主的に点検や整備を行い、不具合があった場合は、必要な措置をとり、早急に代表者(社員)及び協会に連絡を行う。

第7条(関連法令の遵守)

共同使用者は関連法令の遵守義務を励行し、車両の運用及び管理ならびに保安に当たる。

第8条(維持費用)

協会が提供した車両の通常の必要費及び保存の費用は共同使用者が任意の寄付にて賄う。

第9条(使用権の譲渡の禁止)

共同使用者は、車両を第三者に使用させたり、本契約に基づく権利を第三者に譲渡してはなら

ない。

第10条（契約の解除等）

協会が、車両の使用方法が目的に沿っていない、もしくは必要性がないと判断した場合、共同使用者全員は全ての権利を手放し車両の返却を行う。

- 2 本約款に定める規則に違反した共同使用者は、協会の定款に定める規則に沿って、協会は、契約の解除を行う事ができる。
- 3 共同使用者は、退会届を提出することにより、任意にいつでも共同使用に関する契約を辞めることができる。

第11条（その他）

共同使用者は自動車免許証のコピーを協会に提出し、協会、もしくは、協会が委任する担当者が免許証情報の管理を行う。また月1回の会合で、担当者が共同使用者の自動車免許証に変更がないか確認を行う。

- 2 本契約に関して紛争が生じた場合、共同使用者は関係法規、慣習に基づき誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

平成 年 月 日

一般社団法人日本カーシェアリング協会
代表理事 吉澤武彦